

令和6年8月19日

伊勢市議会議長

藤原 清史 様

会派 未来創成 北村 勝

研修報告書について

研修題目：第53回 議員の学校 「公共施設の複合化・民営化を考える」

主催：多摩住民自治研究所

日時：令和6年8月5日（月曜日）～6日（火曜日）

会場：東京都多摩市泉原町2-2-26 都立多摩図書館セミナールルーム（TEL 042-359-4020）

研修内容

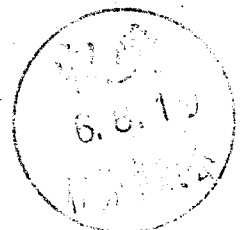
◆1日目 8月5日（月曜日）

12:50～オリエンテーション

◆(研修1) 8月5日（月曜日）13:00～14:30

題目【自治体民営化の動向】 講師：尾林 芳匡

- ・民営化・指定管理・PFIについて、問題事例を紹介し否定的な考えを伺った。
- ・自治体について考えるようになったのは、特区というのは地域を限定した特別自治区域、その環境の中で、学校のPTA会長をしたときの出来事がきっかけ。放課後児童クラブをNPOに依頼する時の職員の時給についての自治体の説明に対して質問をした時、自治体の担当者の民営化等に対する姿勢から疑問を持つ。放課後、児童を見るのに1時間でも3時間でも、賃金が1,080円という説明に疑問を呈した。つまり、3時間でも1,080円ですかと訪ねたら、「そうです」、つまりその場合の賃金は1時間360円になり、最低賃金で労働局から指導はないのが、自治体はそれでも許されることに疑問を持った。
- ・自治体の公共施設の建設について、国は20年間管理を民間企業に委ねるPFIを導入することで補助金交付の条件として、法改正を行ってまでもPFIが使うことを促し続けているが、なぜ使うのか非常に疑問が残るという観点からの考え方であった。
- ・東京都の世田谷区の区庁舎はPFIを使わなかった→20年も民間企業に縛られるのはいかがか。
- ・2021年5月の国の会計検査院がPFIについて報告書が出された（ホームページにて確認）、初めて会計検査院の無駄が多く、財政上の効果がそれほど大きくないという意の報告があった。
- ・PFIは建設後も20年間民間企業に委ねることで責任転嫁し続ける傾向がある。（利用料やサービスの上昇や途中での放棄、また建設でのコストが必ずどんどん上昇し当初の予算とはかけ離れた金額になる。「当初の契約はその後実行されているのか確認する必要がある」



- ・PFIをやめる自治体の例が相次ぐ
- ・大阪府立病院・市民利用者へ値上げし、市民負担が増える。
- ・偽装請負・・・東京都立地下鉄に行政法人をたてて委託していた。労働局より指導を受ける。
- ・指定管理、民営化は非正規に置き換え人件費を抑えることで運営しているが、そのみである。
- ・公園の管理・・・木の伐採の問題がある、枝打ちをせず木を伐採し土地を民営化（カフェ・レストランに貸す）、利益を求めるためには環境破壊も許されるのか。
- ・学校施設の再編とPPP/PFI、公共施設マネジメントの作成を促した国の施策、2013年にPFIに関して補助金をつける条件にしたことが出発点、子どもの教育環境を考えた場合、安易に進めるべきではない。補助金の推移を調べると、年々活用例が経てきているが、自治体としては補助金を受けてでも公共施設を建設したいという思惑は否めないのも事実である。各自治体で必ず検証をしていただきたい。

◆（研修2）8月5日（月曜日）15:00～15:30

講師：「最前線からの報告」 真鶴町長 小林 伸行 氏

真鶴町 財務課 資産経営課 渡辺一真 氏

1. 真鶴町と公共施設の概要
2. 人口 6,637 人（2024 年／7 月）、面積約 7k m²、昼夜間人口比率 76.3（2000 年）
週刊ダイヤモンド「将来財政窮乏度ランキング」18 位
まちづくり条例「美の基準」（1993 年制定）
3. 神奈川県横須賀市で市議会議員をしていた小林氏が昨年 9 月、真鶴町の町長に立候補し当選、町長と対立していた町職員と一体となり、調整に取り組んでおり、できることから町政に取り組む報告であった。（140 名程度の町役場の職員が、小林氏が町長になったとき 30 名以上が退職し、100 名あまりの職員での活動にあたっているが、なかなか全体的に行き渡らないことはあるが、）財政的な観点から検証して職員と住民とのコンセンサスを重視しながら進めているが、非常によい関係の中で、行政に取り組んでいる。
4. 活用されていない公共施設のあり方や再活用の利用例について報告を受けた。

◆（研修3）8月5日（月曜日）15:30～16:30

実践報告「公共施設再編の最前線から」

講師：荒井容子 氏（法政大学教授、多摩市の社会教育を考える会）

地元多摩市の公民館・図書館廃止の方針が出てから、市民の立場から反対運動を展開。社会福祉の観点から、地元住民と一緒に自治体と交渉、公共施設マネジメントにて公共施設を削減していくという方向性はわかるが、施設の削減ありきで地域住民への社会教育の追求権の棄につながっている。

住民主体の観点が抜けていた。度重なる意見交換を重ね、施設の長寿命化により住民との交渉を重ね、社会教育活動の重要性を確認し引き続き活用できることとなり、その利用に対して住民も以前より増して効果的に活用されるという事例について紹介された。将に重要な考え方である。

◆2日目 8月6日(火曜日)

(研修4) 10:00~12:00

題目:「公共施設再編と自治体財政」

講師:森 裕之 氏(立命館大学教授)

・議会の役割は2つ、①予算をつける(税金の使途や集め方についての予算を決定する)、②地域社会の発展あり方を話し合っで決める→自治体の財政を赤字にしないことが重要。

・日本の人口推移予測 2015年から2050年まで17%減(10,469人減)、現状を受け止めて考えていく必要がある。

・公的基本ストック(建物・道路・施設等)が多い現状の中、公共施設マネジメントの流れを考えていく。人口減少、老朽化、財政逼迫で公共施設の削減は合理的。しかしながら、その一方で地域はさまざまな住民が暮らす場であり、その中に公共施設等が不可分のものとして組み込まれている→コミュニティからみた場合の合理性について考える必要がある。

・公共施設管理計画の作成の経緯について説明いただいた。

・公共施設の老朽化を考える(固定資産台帳と有形固定資産減価償却率(老朽化率))

・公共施設等の再編と都市計画(日本版コンパクトシティ)

立地適正化のイメージ 市街化区域

◆(研修5) 8月6日(火曜日) 13:00~15:00

題目:「市町村の高齢者政策はどうあるべきか」

講師:石川 満(「議員の学校」学校長 多摩住民自治研究所理事)

市町村の高齢者施策はどうあるべきか

・はじめに憲法、老人福祉法の規定について再確認。①高齢者の生活実態(国民生活基礎調査、生活保護、年金、家計調査、人口推計)②認知症高齢者と市町村(認知症高齢者の出現率、認知症基本法)、③高齢者虐待と市町村(虐待件数、基本法、高齢者虐待防止法)、④介護保障と市町村(介護事業所倒産件数、介護人材確保、地域医療介護総合確保基金、介護保険制度改革)

・高齢者の生活実態について

国民生活基礎調査(2023) 現在、65歳以上の単独世帯(31.7%)夫婦のみの世帯(30%)親と未婚の子のみの世帯(20.2%)合計81.9%

・65歳以上の単独世帯で女性が64.4%

・2023年の国民年金納付率77.6%(全額免除者43.6%を除いている)全額免除者が50%を超えているのは、北海道・青森県・大阪府・福岡県・大分県・宮崎県・鹿児島県

・2022年度の老齢年金の平均受給額()は前年

厚生年金 144,982(145,665)円

国民年金 56,428(56,185)円

基礎のみ厚生年金なし 53,319(53,185)円

★生活保護基準(生活扶助のみで住宅扶助等なし)

○75歳以上単身者 1級地の1 ~71,900円 2級地の1 ~65,890円 3級地の1 ~63,890円

○75 歳以上夫婦 1 級地の 1 ～112,388 円 2 級地の 1 ～105,254 円 3 級地の 1 ～101,134 円

・日本の世帯数の将来推計（全国推計）2024.4.12

① 世帯総数は 2030 年をピークに減少、2050 年の平均世帯員は 1.92 人

② 2050 年には単独世帯が 44.3%、2,330 世帯に

③ 65 歳以上の高齢世帯数のピークは 2045 年、75 歳以上の世帯はいったん減少した後、再度増加する

④ 2050 年の男性高齢者単独世帯の 6 割は未婚、近親者のいない高齢単独世帯が急増

・認知症高齢者の出現率 75 歳以上有病率 12.3% MCI 75 歳以上の有病率 15.5%

・共生社会の実現を推進するため認知症基本法の概要に沿った条例化が望ましい

★「高齢者虐待の防止に関する市町村の責務」

養護者による高齢者虐待について

① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第 6 条）

② 通報を受けた場合、速やかに高齢者の安全確認、通報等にかかる事実確認、高齢者虐待協力者虐待対応協力者と対応について協議（第 9 条第 1 項）

③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見人制度利用開始に関する審判の請求（第 9 条第 2 項、第 10 条）

④ 立ち入り調査の実施（第 11 条）

⑤ 立ち入り調査の際の警察署長に対する援助要請（第 12 条）

⑥ 老人福祉法に規定する外が採られた高齢者に対する養護者の面会制限（第 13 条）

⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第 14 条）

⑧ 専門的に従事する職員の確保（第 15 条）

⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 16 条）

⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応法協力者の名称の周知（第 18 条）

・介護職員の必要数・・・

現在約 215 万人、2026 年 240 万人（+25 万人）、2040 年 272 万人（+57 万人）

そのために返済免除の奨学金等を活用し、介護福祉士の有資格者を増やしていくことが必要。

（所感）

伊勢市においても公共施設マネジメントを策定し、公共施設の継続、廃止、公共施設の譲渡（委譲）、複合化を検討した方向性により、今後、それぞれの施設により具体的に進めていく状況である。また、一方で、民営化によるコストダウンを当然のように受け止めてはいるものの、実際は、非常勤雇用や低賃金での雇用によりコストを抑えて、継続した体制によるサービスの向上が進まない事例や低賃金による就労が継続され、生活への安定されない労働者への雇用問題も発生している。

少子高齢化が進み、各自治体での人口が減少していくことは明らかであるが、一方では賃金・雇用体系の問題も問われている。また、各自治体による民営化による検証も必要であるのも事実である。今回、研修に参加し、国が推奨する PFI による公共施設の建設・民営化・民間委託の是非について検証する必要性を学ぶことができました。今回、研修をしていただいた講師の先生方に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

研 修 ・ 視 察 報 告 書

令和 6 年 11 月 25 日

伊勢市議会議長 藤 原 清 史 様

会派 未 来 創 成

鈴 木 豊 司

大 西 要 一

北 村 勝

会派「未来創成」において、令和 6 年 11 月 13 日及び 14 日の両日、「議員の学校」での受講と、千葉県「市川市」での行政視察を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 第 54 回議員の学校 令和 6 年 11 月 13 日（水）

今回の講義は、NPO 法人「多摩住民自治研究所」の主催で、会場は「三鷹市市民協働センター」となり、受講者は、会場 14 名、オンライン 48 名という状況であった。

(1) 集中講義「自治体の責務と自治体職員の役割」

講師 池 上 洋 通

元 東京都日野市職員／前 議員の学校長

冒頭、自治体は、何のために存在するのか、何をする組織なのか、この講義は、今起きている問題の流れを認識するための講義であるとの理解を求められた。

我が国では、1970 年代の「オイルショック」以降、新自由主義の思想が芽生え、1980 年後半には「バブル経済」を迎えるも、1990 年には崩壊している。

1995 年に入り「日経連」が労組対策として、非常勤、専門職、常勤職の区分を明確化し、橋本内閣時には、土光敏夫氏が「小さな政府」を提唱、派遣労働が誕生している。

そして2000年には、国と地方を対等とする「新市町村合併推進法」が施行され、実現は得られなかったが「道州制」も唱えられるなか、「自治体職員数」の減員対策が進められ、現在においては、「会計年度任用職員」の採用、「民間委託」、「デジタル化」の推進などの施策が展開されている状況にある。

地方公務員、自治体職員数の推移を見てみると、1994年の「3,282,492人」から、2021年には「2,800,661人」と、率にしては「0.4%」と少なく感じるが実に「481,831人」の減員となっている。

一方、全国の子正規地方公務員数は、2005年「455,840人」から、2016年には「643,131人」と「186,291人」、「41%」の増加となっており、2003年度の「会計年度任用職員」においては、「661,901人」採用され、そのうち「88.8%」に当たる「587,952人」が「パートタイム任用職員」という状況にある。

また、地方公務員の「長期病休者数」であるが、351団体、80万人を対象にした調査では、2012年「17,922人」、2022年「25,222人」と「40.7%」増加し、その長期病休者の半数以上に、精神疾患、行動障害が発生、相当追い込まれている職場が多くあることが見受けられる。

前述のように、「非正規職員」が増加し、「正規職員」が減少している現状を捉え講師は、「小さな政府論」から生まれたプログラムの「成果」であると、皮肉った表現をされていた。

次に、地方自治体、基礎的自治体の果たすべき役割とは何か。

先ず憲法では、「地方公共団体」との表現が使われているが、「地方公共団体」と「地方自治体」の相違点について、理解をしておく必要がある。

「地方自治体」は、市町村など小規模な行政区域、地方行政の基本的単位で住民の生活を支える役割を果たすため、政策を立案し、実施する組織であり、「地方公共団体」は、自治体を含む都道府県や特別区など、広範な行政区域を指し、中央政府と連携して、地域の課題や地域の発展に貢献する役割を果たす組織となる。

更に、「地方自治体」は、地方自治の本旨に基づき、その団体の財産を管理し、事務を処理し、行政を執行することとなるが、そこで働く地方公務員にあっては、どのような仕事を成すべきか、その仕事にどのような意味を持つのか、常に考え執務に当たるべきであるとの助言があった。

また、年々増加する「在留外国人」の実態が示され、2023年12月末現在「3,410,992人」で前年度末比「335,779人」の増となり、中国「891,569人」、ベトナム「565,026人」、韓国「410,156人」を先頭に、95の国と地域からの在留となる。

ここでは、「国民」と「住民」について解説があり、「国民」とは、「国籍法」により国籍を持つことが要件となり、「住民」とは、当該自治体に居住してい

ることが要件で国籍は不問となっており、基本的人権や選挙権など多くの問題を潜めている社会が伺える。

その他にも、平等権、自由権、生存権、社会権、受益権、参政権、そして新たな権利として環境基本権、情報権、アクセス権、プライバシー権などの憲法保障、非核平和宣言都市の状況、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞の意義、三鷹市における組織展開と業務概要の解説の後、最後に、各「地方自治体」の施策遂行には、何人の「職員」が必要なのか、「会計年度任用職員」での対応で「了」とするのかという疑問が呈された。

(2) 実践報告「会計年度任用職員制度の現状と問題点」

◆会計年度任用職員制度の実際と矛盾：公民館での経験から

発表者 菊池 稔

北海道名寄市立大学 保健福祉学部 講師

菊池氏は、北海道の大学講師であることから、オンラインでの発表となった。

彼は、大学講師に就任する前の2020年4月から2年間、東京都西部地域公民館の「会計年度任用職員(フルタイム)」として採用され、公民館の事務作業、各種相談業務、公民館主催事業の企画運営について、「会計年度任用職員」でありながら中心的な立場で各業務に当たっていたが、その間の不条理な扱いの体験をもとに、自治体には、組織、風土的な問題があるとして、「会計年度任用職員」の立場を守るため、今回の発表となった。

その不条理な扱いは、

- ① 憲法に掲げる全体の奉仕者として、地域に教育で還元する公民館職員を理想に従事したが、その理想がかなわなかった。
- ② 業務や企画の起案に際して、会計年度任用職員には会計システムへのログインの「資格」はなく、労働条件と現状の乖離に不安を感じた。
- ③ 正規職員に比し、「職員研修(マイナンバー制度、地域防災など)」の機会が極端に少ないことから、会計年度任用職員は正答率が低く、再三、上司の指導を受けた。
- ④ 正規職員以上の公民館活動に従事するが、仕事量に見合わない「低賃金体系」と、時間外勤務手当が支給されない「代休処理」での対応がされ、時間外での成果が報われなかった。

の4項目を掲げた。

その上で、住民自治の視点から「会計年度任用職員」を見守り、制度が

悪用されることのないよう監視し、不安や問題点を、直接、当該者から聴取し、それらの実態を踏まえるなかで、「議会質問」や「陳情」に当たるよう、強い要請を受けた。

◆職員の半数以上を占める会計年度任用職員の現状：小平市

発表者 橋本 久雄

前 東京都小平市議会議員

橋本氏は、前東京都小平市議会の議員で、現在、地域の居場所を創る活動をされている。

小平市の人口は「20万人弱」で、2024年の「正規職員数」は、条例定数より「129人」少ない「946人(女性46%)」、「会計年度任用職員」は、「1,618人(フルタイム27.7%、パートタイム72.3%)」と、遥かに「正規職員数」を上回っている。

そのような状況のなかで、若手職員の退職やメンタル面での長期療養を必要とする職員も多く、管理職への登用を前に退職する女性職員も見受けられるとのことであった。

労働組合関係では、小平市は、既に「全日本自治体労働組合(自治労)」を脱退し、現在、某政党(共産党系)に近い組織に加盟しているが、「会計年度任用職員」には、その組織への加入は認められていない。

今回の発表は、2022年4月、懲戒免職処分を受けた教育部に所属する「会計年度任用職員(60歳代男性)」に係る事案であった。

処分となる根拠は、「まちなかテラス(公民館と図書館の複合施設)」に勤務していた際に、発表での内容で明確な原因は理解できていないが、

- ① パソコン、システムを立ち上げるためのパスワードや、鍵等の保管場所を第三者に漏洩した。
- ② 割り与えられた勤務を一定期間欠いていた。
- ③ 所属長との面談で虚偽の報告を行い、全体の奉仕者たるに相応しくない言動を行った。

という状況を、懲戒免職処分を受けた根拠として推測した。

その後のクリニックでの受診の結果、処分該当者は、就業に伴うストレスによる消化器病状などの心身の不調を生じ、「30日間の安静治療を要する。」との診断を受け、「合同・一般労働組合」に加入のうえ、団体交渉を申し入れたが拒否をされ、「小平市職員組合」においても、組合員でないことから拒否をされ、橋本氏ほか2名での交渉がスタートしている。

その後橋本氏は、緊急質問を行うとともに、6月定例会では、自ら提案した「サービス残業の防止や公務災害補償の周知など、会計年度任用職員

の労働環境の改善を求める決議（案）」が全員賛成のもと決議されたものの、進展が無いうちに、該当の「会計年度任用職員」は懲戒免職の処分を受けることとなった。

橋本氏は、その懲戒処分を受け、「仲町公民館でサービス残業を行っていた会計年度任用職員の懲戒免職の撤回を求める決議（案）」を提出するも、共産党が退席するなか、賛成少数(賛成 3 名／議員定数 28 名)で否決された。

一方、懲戒免職処分の直後、「東京都公平委員会」に訴え、処分者である小平市及び橋本氏双方から、それぞれ「反論書」を提出したものの、2 年間、「東京都公平委員会」での動きはなく、今回の発表からは、橋本氏の心臓は読み取れなかったが、「東京都公平委員会」の決定は、来年にずれ込みそうであるとの内容であった。

2 市川市行政視察 令和 6 年 11 月 14 日（木）

市川市は、人口「約 495,000 人」で、江戸川をはさんで東京に隣接するベッドタウンである。

視察の冒頭には、「稲葉健二 議長」からご挨拶を頂き、「市川市議会開設 90 周年」でのイベント情報や、市川市議会「常任委員会」が「伊勢市」へ行政視察に来られた際のお礼が述べられ、恐縮に感じたところであった。

市川市議会事務局議事課

(1) デジタル地域通貨の導入について

説明者 経済観光部 経済産業課

デジタル地域通貨担当室

市川市での「デジタル地域通貨 ICHICO」の導入は、市長の公約に基づき、令和 4 年度に検討が始まり、5 年度での社会実証実験を経て、6 年度からの本格実施となる。

デジタル地域通貨導入の背景には、都内に通勤・通学する市民が多く、市外で買物や食事をしたりする傾向にあり、市外への資金流出が顕著であったこと、また、コロナ禍において、買物や外食、各種イベント等への参加を控えるなど、地域経済や市民活動への影響が大きかったことが挙げられた。

その様な背景のもとで、デジタル地域通貨の発行には、二つの大きな目的があった。

一点目は、デジタル地域通貨の発行を通じ、市内で資金循環させるなかで消費を喚起し、地域経済を活性化させること。

大きな目的の二点目は、地域社会に寄与する行動に対し、インセンティブとして地域通貨と交換できる「ポイント」を付与し、市民活動を活発化させることにあった。

制度設計においては、「政策参与」として、民間人である「非常勤特別職」を任用し、意見、助言及び提言を受けるとともに、庁内では「デジタル地域通貨を活用した地域活性化検討プロジェクト・チーム」を設置し、先進自治体の視察を含め総合的な検討を行った結果、二つの事業目的である「市民活動の活性化」と「地域経済の活性化」が達成できる、「健康ポイントシステム」と「デジタル地域通貨運用システム」を連携する、画期的な制度が設計された。

実証実験では、市域の「5.7%」に当たる「3.2㎢(八幡エリア)」で実施され、特に、行政ポイントのなかで、健康寿命に関連する「新健康ポイント Aruco」の導入、自治会加入率 50%を切る状況での「自治会加入促進」及び「運転免許自主返納」へのポイント付与が特徴的なものとして捉えることができる。

当初、加盟店の獲得に苦慮したが、説明会や戸別訪問を実施するほか、広報等の媒体の活用、ポスターの掲示、プレスリリース、街頭キャンペーンなどあらゆる手段での啓発の結果、大手企業を含め、飲食店、物販、サービス業で「約 200 店舗」の加入があり、経費的には、発行金額「約 4 億 8,040 万円」、利用金額「約 4 億 7,680 万円」で、残念ながら、失効金額が「約 350 万円」生じる結果となった。

実証実験の成果としては、事業費「7,000 万円」に対する経済効果は、「推定 3 億 1,000 万円」に上り、地域活動に対しては、健康づくりやボランティア活動に取り組む動機付け、また、各種事業への参加者が増加し、地域への関心や愛着を高める効果が認められたと分析している。

令和 6 年度から本格実施になったが、現在、加盟店は「700 店舗」を超え、利用者も対象を広げるなかで「27,000 人弱」に上り、事業地域も市全域に拡大し実施している。

本格実施(令和 6 年度)の予算は、

《歳入 16 億 8,743 万円》

内訳 チャージ額 15 億円

国 費 1 億 8,035 万円

: 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 4,108 万円

: デジタル田園都市国家構想交付金 3,927 万円

加盟店負担額 608 万円

ふるさと納税寄附額 100 万円

《歳 出 17 億 9,617 万円》

内 訳 流 通 額 15 億円

事 務 経 費 7,909 万円

《実負担額 1 億 874 万円》

となり、引き続き、加盟店や利用者の獲得拡大、行政ポイント事業の充実を図り、更なる「デジタル地域通貨」の定着を目指すという、大変、有意義な事業であると理解した。

(2) 健康寿命日本一について

説明者 企画部 健康都市推進課

市川市の人口は、令和 6 年 3 月末現在「494,095 人」で、15 歳未満の年少人口が「55,579 人 (11.3%)」、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が「332,250 人 (67.2%)」、65 歳以上の高齢人口が「106,266 人 (21.5%)」と、大変若い人口構造となっている。

高齢化率は、5 年前の平成 30 年「21.0%」から殆んど変わらず、令和 32 年までの将来人口推計においても増加の一途をたどり、全国的にも珍しい将来性豊かな、数少ない都市であると言える。

これまで市川市では、平成 15 年「健康都市連合 AFHC」へ加盟し、翌 16 年には「健康都市いちかわ」の宣言を行い、17 年に「市川市健康都市プログラム」を策定している。

また、伊勢市と同様に、平成 18 年、健康増進計画「第 1 次健康いちかわ 21」を策定、翌 19 年、「健康都市連合日本支部」に加盟し、平成 28 年には健康増進計画「第 2 次健康いちかわ 21」を策定してきた。

そして、令和 4 年度からは、市長の「健康寿命日本一」を目指す方針のもと、健康寿命延伸に繋がる事業を強力に推進している。

市川市が唱える「健康寿命日本一」とは、国内ランキング 1 位を目指したり、他の自治体と比較して 1 歳でも長くすることを目指すものではなく、『市民の誰もが健康上の問題で日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心と身体の健康のバランスがとれた活力溢れる生涯を送れるまち』であって、これを「将来ビジョン」として位置付けている。

「健康寿命日本一」に向けた取り組みでは、健康とを感じる市民の割合を増やす「主観的健康観」、介護 2 以上になるまでの期間を延長する「日常生活が自立している期間」を指標にして、栄養・食生活の改善、身体活動・運動、心の健康による「全ての世代の生活慣習の改善」、歯・口腔の健康、生活習

慣病予防、飲酒・禁煙による「生活習慣病の発生・重症化予防」、社会環境の質の向上、フレイル予防による「介護・フレイル予防」を具体的な取組とするとともに、評価項目としても活用している。

主要な施策は、

① 健康講演会の開催

健康意識の向上、より良い生活習慣の実践に向けた行動変容を促進するため、特に著名な講師を招き、市長との対談を行うなど、市民に分かりやすい情報発信・普及啓発を行う。

② 健康ポイント事業 Aruco の導入

日々の歩数の計測と体組成・血圧の測定を「ポイント」に変換するなかで、計測データの分析と市民の行動変容を促進する。

なお、Aruco で貯めたポイントは、デジタル地域通貨 ICHICO に交換し、地域経済の活性化に寄与する。

③ ポータルサイトの作成・公開

- ・ 市川市トップページで、健康寿命の延伸に向け各部署で実施する事業を、知りたい情報にアクセスできるよう整理し、情報発信する。

- ・ ポータルサイトは、「知る」、「参加」、「予防」、「相談」の 카테고リーに分けて情報発信する。

④ 健康に留意した弁当等の販売

庁舎7階で、健康に配慮した弁当又は地産地消の弁当を、市民、職員を対象に、市内事業者(申込9事業者のうち3事業者/1日)が販売する。

の各事業が展開をされていた。

今後は、今日までの取組みを分析のうえ、市民へのアンケート調査の結果をベースに、平成8年度から実施する健康増進計画「第3次健康いちかわ21」の策定に向け、関係部署と連携するとともに、市民、事業者等との連携も深めつつ、更なる健康増進対策を推進していくとのことであった。



3 所 感

【鈴木 豊 司】

はじめに、議員の学校での「集中講義」及び「実践報告」では、小さな政府や道州制が唱えられた「平成の大合併」での「スケールメリット」による弊害として、自治体職員の削減が進められ、「会計年度任用職員」の採用、民間委託、デジタル化の推進などの施策が進められている状況にあって、職員の体制とともに「会計年度任用職員」の待遇、特に、権利・給与関係の問題の指摘を受けたと理解した。

伊勢市での職員数は、合併時の「1,737 人」から、令和 6 年度においては「141 人」減員の「1,596 人」となっている。また、合併時の非正規職員の数は分からないが、令和 6 年度、「1,102 人」の会計年度任用職員が任用され、うち「97.9%」に当たる「1,079 人」がパートタイム任用職員である。

当然ながら、市議会においても、合併前(4 市町村)の「78 人」から、合併時に「34 人」、現在においては「24 人」と、議員定数の削減が図られている。

今回の講義等においては、正規職員と会計年度任用職員の雇用状況、職員間格差、働く者(会計年度任用職員)の権利保障など、多くの課題が潜在しているように思えたことから、それらの実態について、しっかりと調査、究明を行い、今後の議会活動に結び付けることが、肝要ではないかと感じたところである。

次に、市川市のデジタル地域通貨の導入に関しては、国の「交付金」を活用するなかで、小さな経費で大きな成果が得られていたと感じるし、日々の歩数の計測と体組成・血圧の測定をポイントに換算する「健康ポイント事業 Aruco」を「デジタル地域通貨 ICHICO」に組み込んでいるところに成功の秘訣を見た。

ただ、50 万人弱の市民を持つ「市川市」でこそなせる業で、「伊勢市」で導入したとき、果たしてどうなるのか、十分な検証が必要ではないかと思う。

健康寿命の延伸については、「伊勢市」も同様の健康増進計画を策定し、全庁的には取り組んでいるが、散歩や血圧測定等をポイントに代え、市民が利用できるという取り組みは、大変画期的であると認識した。

加えて、健康寿命日本一は、「企画部」の所管となっていたが、健康増進を「まちづくり」の一環と捉え、企画部で包括的に管理し、各所属で事業を推進するという点は、新たな視点と受け止めるとともに、その考え方には、大きな隔たりも感じたところである。

【大 西 要 一】

令和 6 年 11 月 13 日 (水)

- 「第 5 4 回 議員の学校」を受講して
 - ・「急増する非正規公務員と住民福祉」

集中講義においては、憲法や判決、経済情勢などの歴史的な背景、OECDにおける日本の位置づけも交え自治体と自治体職員の役割を幅広く聞かせていただいた。

特に、講師の方が、東京都日野市の職員を経験されていて、様々な用語の解釈をわかりやすく教示いただいた。

三鷹市の例も挙げていただき、改めて自治体の組織や政策について考える機会をいただいた。

・「実践報告」

①「会計年度任用職員制度の実際と公務労働の矛盾」菊地 稔氏
講師自身の2年間の公民館会計年度職員の経験をもとに事例を聞いた。

公民館勤務ということで、職員数が少なく正規職員と同じ、それ以上の勤務をしなければならない。また、会計年度職員はあくまでも正規職員の補佐であり、研修の機会も少なく給与面や権限からどれだけ頑張っても正規職員とは差がでていた。公民館事業を企画しても正規職員の手を借りないとできないので、正規職員の仕事を増やしていた。サービス残業も発生をしていた。確かに、意欲のある会計年度職員が頑張れない職場、特に公務員は確かにそうなるのかと感じた。

②「会計年度任用職員制度の現状と問題」小平市の状況 橋本 久雄氏
小平市における職員の処分について事例をもとに講義を受けた。

特に会計年度職員の免職処分で現在東京都の公平委員会で審理中のことについて説明された。この職員は特に採用時に業務の詳しい説明を受けず、少人数の職場で一人の勤務もあった。マニュアルを見ながらの業務もあり、サービス残業もして、あげく適応障害の診断を受けた。

会計年度職員の労働環境については、伊勢市も似たような状況だ。他市であったことは、本市でも起きないとは限らない。会計年度職員とはいえ公務員であり、仕事にミスがあってはならない。本市にも多くの会計年度職員の皆さんが働いているので、OJTなどしっかりした研修を行い、働きやすい環境をお願いしたい。

11月14日（木）

千葉県市川市

「デジタル地域通貨について」

現市長の就任時の政策として実施された。

目的として「市民活動の活性化」、「地域経済の活性化」を目指しているが、この二つを同時に達成のためには、いい政策だと感じた。事業に国の補助を当て、市の負担も考慮されている。

施策を知ってもらうために周知が大切である。市川市は、職員にデザイナーを雇い面紙などを作っている。外部に発注するより確かにスピーディーに進められるし市川市らしいものが作れると思った。

伊勢市では、コロナ対策のプレミアム商品券においても、デジタル券は不人気でデジタル環境などが整っていないと思われる。量販店も含め多くの商店が参加いただければ、利用もしやすくなり、また市の自治会などの地域組織に補助金の一部を地域通貨とすれば、本市の地域経済は活性化し、廃業する店も減り、新たな開店も期待できると思った。

「健康寿命日本一に向けた取り組みについて」

この施策も現市長の就任時の政策として実施された。

伊勢市も総合計画で目標に掲げている。市川市では、健康イベントへの参加や体重測定などの健康管理にも地域通貨を付与している。すぐに結果が出る施策ではないが、大切なのは、健康管理が市民の日常になることが大切だと感じた。

地域通貨は一つの手法である。本市も目指すのなら伊勢市らしい方法も考えられると思うので、さらに研究してほしいと感じました。

【北 村 勝】

(1) 第 54 回 議員の学校 講義による研修に参加して

「自治体責務と自治体職員の役割」と題して、池上先生の集中講義を受講させていただき、自治体のもつ意義や全国の自治体数変遷について過去から現在に至る経緯を伺った。

特に、市町村合併推進を機に自治体数が減少するとともに、自治体の正規職員数を減少させ非正規職員への移行する実態と民間委託を推し進め、現在ではデジタル化に至っているとのことであった。正職員の減少と非正規職員を増やしていくことによる利点と弊害なども確かにとと思うことであった。

また、職員全体に対して 40%を占めると言われる会計年度職員においては、全体の 88.8%がパートタイム任用職員であることにも驚きました。

伊勢市においても職員全体の中で会計年度職員の割合も確かに同様の傾向である。結果、小さな政府(自治体)を求めた政策によるものであったのだということであった。

現在、インフレ・物価高騰も進んでおり、賃上げ・昇給など人件費の予算面での配慮も必要となっていくが、正規職員と非正規職員の配置・割合について今後重要な課題として受け止めなければならないと思いました。

また、「会計年度職員制度の現状と問題点」として菊池先生と橋本小平市議会議員のお二人の実践報告を伺った。

会計年度職員と正規職員との間での職務面での見守り等も必要であり、会計年度職員の不安事項や発生する問題点を注視していくことが大切と実感した。

(2) 市川市行政視察

市川市は市長の公約により

- ① デジタル地域通貨を発行して市内で資金を循環させ地域経済の活性化させる
- ② 地域社会に寄与する行動に対するインセンティブとして、地域通貨と交換できるポイントを付与、市民活動の活性化させる

ため「デジタル地域通貨 ICHICO」が導入された。

市川市は、健康寿命日本一を目指していることから、健康施策と連携して推進できる制度であることの着目点に惹きつけられました。さらに、行政ポイントとして、講習会・クリーン作戦・フードドライブ・環境フェア・免許返納・eポイントにもそれぞれに付与ポイントを行うことで施策の推進を図っている。地域通貨 ICHICO のプレミア割合を 20%としている。

令和 5 年度については、4 ヶ月間一部の地域で実証実験をし、当初予算 6 億 6 千万円の当初予算で債務負担行為をおこない、検証の結果、実際の事業費 7 千万に対して経済効果は推定ながら 3.1 億円となった。また、行政ポイントにより参加者の約 90%が参加する動機となったとのことで、「地元への関心や愛着が高まった」「参加者が急増した」という結果にも大きく寄与した。

令和 6 年度から本格実施として継続されていくことで、通年・店舗も現在 700 店舗以上が加盟し、ポイントにおいても自治会加入・ボランティア・地域の担い手応援・協定団体の公式戦観戦・エコポイント制度など事業を拡大した。

今後、市内全域におけるデジタル通貨の定着を目指されるようである。

地域通貨アプリ「ICHICO」の開発に 700 万円、健康ポイント事業のアプリ「Aruco」に 700 万円、委託料が年間 700 万円とのことでした。

次年度からは委託料は継続していくが、全体計画の中では低い金額であり経済効果・健康寿命日本一を掲げる成果にも大きく寄与できる実践であると実感した。

今後の本市においても是非、一考されるべきと考えます。

今回の研修にてお世話になりました先生方、並びに行政視察を快く・丁寧な対応をしていただきました市川市の議長、経済観光部・健康都市推進部の皆様、本当にありがとうございました。

令和7年2月5日

伊勢市議会議長

浜口 和久 様

会派 勢風会 久保 真

三野 泰嗣

会派 未来創成 北村 勝

鈴木 豊司

大西 要一

勢風会・未来創成合同研修・先進地視察について（報告）

今回、報告させていただく研修及び視察につきましては、会派「勢風会」・「未来創成」の2会派にて合同で行ってまいりましたので、併せてご報告させていただきます。

研修題目：「空き家対策」から考える地域の未来

—多主体連携による政策デザインの変革・“地域”議会の役割—

主 催：一般社団法人チームまちづくり

日 時：令和7年1月21日（火曜日）10：00～15：00

会 場：東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館

参 加 者：勢風会 久保 真 三野泰嗣

未来創成 北村 勝 鈴木豊司 大西要一

第一日 1月21日（議員政策セミナー「空き家対策」から考える地域の未来）

1）10：00～10：10 開講の挨拶、全体の案内

チームまちづくり 代表理事 大西 隆氏

地方分権改革から25年を迎えるなか、地域社会・地方行政をめぐる環境は大きく変化。急速な高齢化と人口減少、多発する災害、空き家等による地域の空洞化、深刻化する社会孤立、情報化社会への対応など複雑で多様な地域課題に対し、課題の担い手は行政単独でなく多様な主体が連携・競争できる仕組みに変えること、そして、既存制度の延長線上ではない新たな課題解決のアプローチと仕組みを作り出すことが重要であるとの話がありました。



2) 10:10~11:50

●基調講演

題 目：空き家の問題の本質に、地方行政はどう向き合うのか？

講 師：(株)日本総合研究所主席研究員 藻谷 浩介 氏

① 空き家問題に対して地方行政の向き合い方は、5W1Hで考える。

WHY (なぜ問題?)、WHEN (いつ問題?)、WHERE (どこで問題?)、WHAT (何が問題?)、WHO (誰の問題?)、HOW (どう対処?) の考え方で、空き家対策を考えていくことが重要。

WHY⇒増加続きの弊害が顕著になってきた。WHEN⇒早くやらないと年々深刻化になる。WHERE⇒数では都市部が主戦場である。WHAT⇒静脈産業の確立をしていく。WHO⇒所有権を公共団体にすること考える。

② 市場に広まる“世帯数増加神話”の下で増え続ける空き家

日本の人口(居住外国人含む)は、2008年をピークに減少へ向っているが、住宅数はなお増加し続けている。また、居住世帯の家屋数は、世帯数とほぼ一致するが、世帯当たりの人員の低下でその数は増えてきた。現在、一世帯当たりの人員の平均が2.25人であるが、2030年には一世帯の人員が下限の2名(社人研による)となり、これを境に世帯数が減少していくと予測している。しかしながら、現在、新築住宅の供給数が、需要の増加を常に上回っており、今の状況が続けば、世帯数が増えてはいるが、空き家数・率も増える。

③ 本質を外した議論に要注意

空き家の増加の原因は、景気ではなく人口成熟であり、株価も税収も史上最高であるとともに空き家数も歴史上最多となっており、世帯数増—住宅供給—空き家増は連動している。今後、2030年以降になると移民を見込んでも世帯数は減少に転じていくと分析している

④ 空き家問題をもたらした不可逆の変化について

・長寿命化と別居で、家が住み継がれない⇒「近居でも別居」が新規供給で容易になり、所有者が他界した地点では相続人も高齢者になっている。

・新旧住宅の性能差が大きすぎる⇒断熱性、間取り、耐久性などで、空き家は見劣る。また、修繕費不足で、劣化するマンションが急増している。

・この状況の中、他界する高齢者が急増していくため大量の家が益々余っていくこととなる。

⑤ 空き家問題の本質への対処

・静脈産業の育成する方法として、「空き家解体」の産業化が必要である。その仕上がりイメージは廃棄物処理業であるが、採算化のための各種支援を工夫しなければならない。また、所有権移転を今後さらに簡便にする法改正が必要である。

- ・DIY向けの中古住宅市場を育成し、「自分で進んで直す」選択肢を広めていくことも一つ。
- ・集合マンション取り壊しの基金創設（特に都会及びその周辺）
といった総括で話をまとめられた。

3) 12:50~13:45

●政策デザインのヒント1

題 目：個の空き家対策から、エリアの空き家まちづくりへ

講 師：東京大学教授・東京大学高齢社会総合研究機構副機構長 大月敏雄氏

ア、公営住宅の一部を用途廃止申請し、目的外使用してコープこうべと包括連携協定を結ぶ⇒（条件）コープこうべと協力関係を結び、自治会加入を必須とし改修費は全額負担するが、契約期間は有限⇒現在8団地35戸が住戸する。

イ、移住促進プログラムにおける段階的な移住拠点形成

すぐに外から移住してくることは少ない（うまくいかない）、その為に、プロセスを重要視する「通い移住」からはじめる。

ウ、大学生との貢献、大学の地元への貢献を支援する「大学が増えているので、地域再生への社会課題の改善に取り組む事例が紹介された。

具体例：・尾道空き家再生プロジェクト（2008～）

・くにすにくらすプロジェクトチーム（奈良県吉野町）

4) 13:50~15:00

●政策デザインのヒント2

題目：多主体連携による空き家の「掘り起こし力」が地域を変える！

講師：明治大学政治経済学部教授 野沢 千絵 先生

○2023年6月14日交付の空き家措置法一部改正で特定空き家化の未然防止

・管理不全空き家への措置として、放置すれば特定空き家となる恐れのある空き家に対し、市区町村が始動

・市区町村長から勧告を受けた管理不全空き家の土地についても、住宅用特例を解除

他主体連携による空き家の「掘り起こし力」が地域を変える！

地方の自治体が管理不全空き家への対応へのむずかしさと効果について

1. 管理不全空き家の課税をしても税金自体が安いので効果が低い
2. 世田谷区のように固定資産税が高額なので予告をした段階で自主的に地権者が解除する効果がある
3. 地方の固定資産税の安い地域では、効果が薄い⇒問題先送り
4. 解体支援の効果等の説明
5. 住まいのエンディングノートをつける⇒三井のリハウスが提案する

◎自治体の空き家を減らすための住宅政策（具体的な取り組み紹介）

- ・空き家等を活用した二世帯近居・同居住宅支援事業（前橋市）
- ・和歌山県田辺市の空き家を減らすための住宅政策～解体費支援でつなぎ役
- ・江津市ビジネスプランコンテストによるコンテンツの創設と空き家バンクの連携
- ・空き家活用特区制度（兵庫県）⇒空き家情報の届け出義務化・空き家活用に向けた規制緩和の取り組み

（古民家の調整区域⇒ほかの人が使うときは用途変更申請しなければならないが、申請の簡素化）などが紹介された。

（まとめ）

国に働きかけなければ解決しないことを前提に、空き家問題の本質に地方行政はどう向き合うべきなのか、核家族化が進む日本では、世帯数の増加が顕著に表れる、早く手を打たないと深刻な問題に発展するのは明らか、つまり家屋数は世帯当たりの人員の低下で増えてきた、現在の2.25人がどこまで下がるのか、そして新築住宅が増える反面、空き家数も増えてきた。

空き家市場がもっと機能していれば、自ずと新規住宅の供給数は減るはず、しかし高性能な新築住宅が供給される今、空き家対策は進まない。

少子化と高齢化の影響がますます及んでくる中、市場任せでは問題の解決には至らない。日本の高齢者24年には2000万人、平均寿命も延び高齢者が急増する一方、出生率は下がり高度成長期とは違うのである。

第2日目（先進地視察）

日時：令和7年1月22日（水）9:30～11:30

場所：東京都稲城市東長沼2111 稲城市役所4階

内容：高齢者の見守り事業について

参加者：勢風会 久保 真 三野泰嗣

未来創成 北村 勝 鈴木豊司 大西要一

担当者：稲城市役所 福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係

様 様

稲城市は東京都心の新宿から西南に約25km、南多摩地区の東端に位置し、都心まで25分の好位置にある、梨やブドウなどの農業も盛んな都市型農業地であり、昭和40年に都市計画が決定され、多摩ニュータウンの開発が行われたが、平成18年に事業が完了している。

当時5階建てエレベーター無しの団地が70棟建てられたが今では、一人暮らしの高齢者が多くなり空き家も増えている。

そんな中、市では東京都の補助を受けながら3年間の試行事業として医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる町を目指し在宅高齢者の見守り事業を実施している。

東京都の包括補助金を100%受けられることで大胆な稲城市独自の工夫を加えながら、地域特性を踏まえた稲城市らしい地域包括ケアシステムを進化推進している。それが在宅高齢者見守りセンサーサービスと見守り電球サービスで

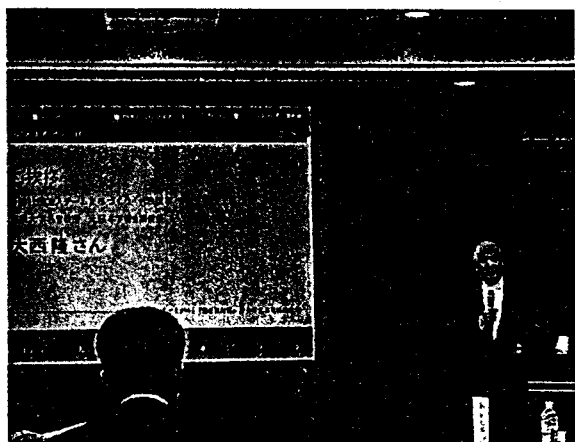
ある。これらは指名競争入札により、それぞれ東京ガスとヤマト運輸株式会社が事業を行っている。

見守りセンサーサービスは睡眠解析機能を持ったセンサーマットと温度・湿度の異常を検知するセンサーを寝室等に設置し、常時登録されたご家族や介護事業者、友人等の支援者が利用者の睡眠や活動の状況をスマホやパソコンで確認する事が出来るサービスである。

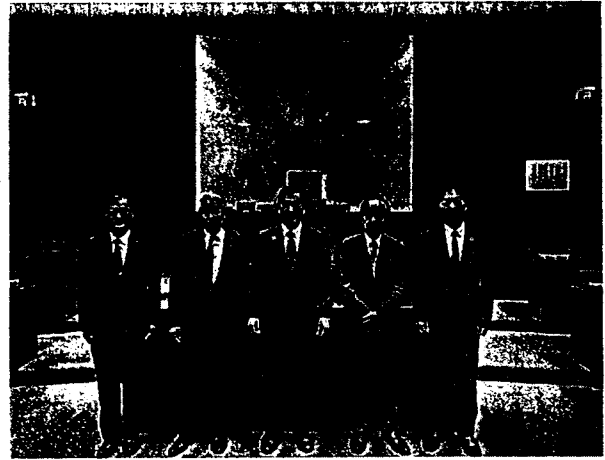
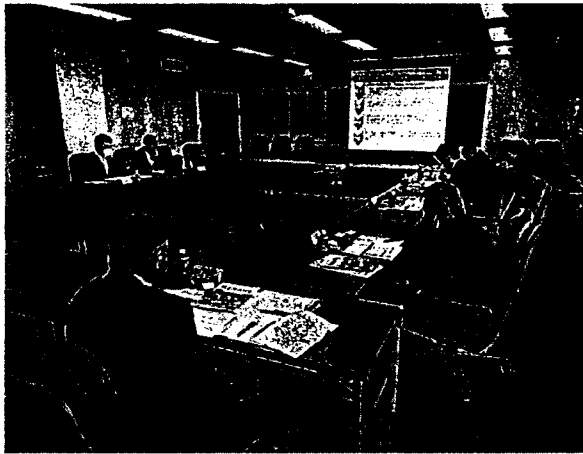
見守り電球サービスはLED電球と通信機能が一体となったハローライトをトイレなどに設置し点灯・消灯から高齢者の活動を検知、24時間動きがない場合は事前に設定した家族や友人等の連絡先にメールでお知らせし、安否を確認するサービスである。

3年間の試行期間の終了後も引き続き事業を継続する。100%補助のあったサービスも今後半額程度の受益者負担で継続する考えである。他に高齢者見守りネットワーク事業と職員の声による訪問ふれあい電話も実施。

1) 議員政策セミナー研修（受講の様子）



2) 第2日目 (稲城市先進地視察にて)



【所感】 勢風会 久保 真 (「空き家対策」から考える地域の未来)

住宅にはリサイクルの仕組みがない、その上相続できない(したくない)空き家が増える、空き家は壊さなければならないのが空き家対策の本質であり、人口の波を理解して、空き家対策を考えなければならないと考える。

相続時の空き家所有者への課税を強化したり、固定資産税の見直し、空き家所有者への解体の補助を強化、放置すれば損をする仕組みづくりで対処出来ないか、これらの考え方も今後重要ではないかと考える。

【所感】 勢風会 久保 真 (高齢者見守り事業について)

特筆するのは団地での高齢者が増えたとはいえ、高齢化率は22.1%、比較的若い町であるにもかかわらず全市民が見守りネットワークに参加し、ゆるやかな見守り事業を実施している点に興味を持つ。高齢者の孤独死などを未然に防ぎ、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者に寄り添い、生活支援をいつまでも元気に暮らすために取り入れて頂きたいと考える。

【所感】 勢風会 三野 泰嗣 (「空き家対策」から考える地域の未来)

地方議会議員政策セミナー「空き家対策に関する『政策デザインの変革』を明らかにする！」に参加し、多くの示唆を得ました。本セミナーでは、空き家問題の本質を深掘りし、今後の政策設計に活かすべき視点を学ぶことができました。以下、主な内容と私の所感を報告いたします。

基調講演では、空き家問題の背景にある人口成熟や住宅供給過剰など、構造的な要因が指摘されました。特に注目すべきは「長寿化と別居の進行」「新旧住宅の性能差」「高齢者の急増による相続物件の増加」といった不可逆的な変化です。これらは景気や一時的な政策対応では解決し得ない課題であり、より深い

構造改革が求められます。

具体的な対策として、静脈産業の育成やDIY向け中古住宅市場の促進、集合住宅取り壊し基金の創設が挙げられました。これらの施策は、行政単独での取り組みでは限界があるため、法改正や公的支援を通じた多主体の連携が不可欠です。また、「空き家の解体」を産業化することで地域の新たな経済基盤を構築する発想も印象的でした。

政策デザインのヒントセッションでは、空き家対策を「個別の問題」から「地域全体の課題」へと再定義する必要性が強調されました。特に、住民が主体的に関わりながらNPOや民間企業と協働する「住宅地経営」のモデルは、地域コミュニティの再生に直結します。また、「居場所づくり」においては、強制的な交流ではなく、自然な「居合わせ」の場を形成することで、地域の多様な人々が互いに支え合う環境を目指すべきとの提言がありました。

さらに、多主体連携による空き家掘り起こし力の向上は、地域の未来にとって重要な視点です。特に、高齢化による相続問題や「都市のスポンジ化」への対応として、前橋市や田辺市の事例は参考になります。空き家バンクを活用した二世帯住宅支援や解体費支援を通じた地域活性化は、伊勢市においても応用可能な取り組みだと感じました。

空き家問題は、地域のコミュニティや住環境の維持と直結する重要な課題です。今回得た知見を基に、伊勢市でも多様な主体との連携を進め、住み続けたいと思える街づくりに寄与したいと考えます。今後の政策立案にあたっては、地域特性を踏まえつつ、実効性の高い空き家対策を模索していきたいと思います。

【所感】 勢風会 三野 泰嗣（高齢者見守り事業について）

稲城市が推進する「在宅高齢者見守り事業」は、地域包括ケアシステムの深化を目指した取り組みとして非常に先進的であり、伊勢市の今後の福祉政策にとっても多くの示唆を得ることができました。本事業は、急速に進む高齢化社会の課題に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを目指しています。

特に注目すべきは、ICTを活用した「在宅高齢者見守り電球サービス」と「在宅高齢者見守りセンサーサービス」です。見守り電球は高齢者の日常生活を間接的に見守る手段として、点灯や消灯の状態を感知し、異常時には家族や委託事業者が対応する仕組みを備えています。一方、見守りセンサーは睡眠や室温などの生活リズムをモニタリングし、アプリを通じて支援者と情報を共有する仕組みで、特に健康リスクの高い高齢者の安全を確保する効果が期待されます。これらのサービスは、対面での見守りを補完するものであり、人員不足が懸念される将来を見据えた持続可能な福祉モデルの一端を示しています。

さらに、地域全体で高齢者を支える、対面による高齢者の見守り「稲城市高齢者見守りネットワーク事業」や「ふれあい電話」、民生委員や児童委員による対面調査など、地域住民や事業者の協力を得た取り組みも非常に印象的でした。これらの対面型支援は、ICTを補完し、地域の絆を強化する重要な役割を果た

しています。

稲城市の事例からは、ICT と対面支援を融合させたハイブリッド型の見守り体制の重要性和、見守りを支える地域ネットワークの可視化が鍵であることを改めて実感しました。伊勢市においても、地域特性に応じた独自の工夫を加えた地域包括ケアシステムの構築を進める必要があると考えます。

【所感】 未来創成 北村 勝（「空き家対策」から考える地域の未来）

1. 人口問題も自治体が独自で努力していたが、ようやく国が動き始め、空き家も同様で、自治体が問題に取り組んでいるが、国が動かなければならないところも大きく、いかに声を上げていくかが重要であると感じた。

5W1Hの考え方を押さえたうえで各自治体での空き家対策に取り組む考え方は、過去・現状・将来を見据えたものの見方を理解したうえで検討していかなければならないとの話を伺い、なるほどと感じるものの都会と地域によっては温度差もあるのが現実である。

特に、殺人事件の多かった時期はいつであるか？日本の食糧自給を考えた場合国内生産額の一番大きな農産物は？という質問を例に挙げて、出席者の考える常識を確認されたが、意外とみんな違っていたことを例えて、個人の既成概念で考えるのではなくどうするかの前に、必ず現実・現状をしっかりと把握せよとの当然のことではあるが印象に残りました。

”世帯数増加神話“の下で増え続けて来た空き家、日本の人口は2008年をピークに減っているが、いまだに住宅数は増加を続けている現状。今後、伊勢市においても、団塊の世代の高齢化に向かい益々増えていく空き家について、国が特定空き家への対処について法律で強化され一歩踏み込んだものになったが、今後、一歩手前の管理不全空き家も増えていくので、売買・賃借・リノベーションがしやすい制度化と仕組みづくりを早急に策定していかなければならないと実感しました。

また、会場の参加者の質問の中で、特定空き家への対処として、8年間居住しなくなったら減免処置を廃止している自治体の議員（富士市・丸亀市）の方からお話を伺ったが、「その結果、管理不全空き家等が一気に減少した」という話に一理ある対応だと思いました。

【所感】 未来創成 北村 勝（高齢者見守り事業について）

稲城市は、人口 93,823 人、高齢者人口 20,698 人、高齢化率 22.1%の市で、東京都心の新宿から西南に約 25 km の多摩地区の東端に位置している。

2020 年での伊勢市の高齢化率は 32.2%であり、稲城市は全国的にも高齢化率の低い自治体である。

今回、稲城市の高齢者見守りネットワーク事業について丁寧にお聞かせいただき、高齢者等の異変を素早く発見するという見守り体制は適切な支援につなげるやさしい見守り事業であり、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者の思いを支援するシステムであると思いました。

通信機器と一体化したLED電球（見守り電球）を活用し、異常があればメ

ールにてクラウド上に異常の通知が届き、その見守りをヤマト運輸（株）と地域包括センターが連携して行う。また、体面による見守り体制の補完として、生活リズム等をモニタリングすることが可能な見守りセンサーを東邦ガスと連携して行っている仕組みは、非常に参考になりました。

実施期間が令和4年5月から令和7年3月までで、事業実施期間中は、補助事業として利用料金も無料としているが、今後も延長を検討していると伺った。

稲城市の人口の将来推移は都心への近距離と環境が良いということで増加しており、令和22年には5,000人の人口増を見越している。高齢化率についても28.37%と見込んでいるが、現在の対面での見守りについては対応しきれなくなる可能性のあると考えられるので、更なるICTの活用も検討しているとのことである。見守りネットワークが多数あることで地域の見守りへの意識も向上し、高齢者はもとより住民の皆さんが安心できる環境でまもられているという意識づくりの重要性を感じました。本市におきましても今回の視察内容を活かした施策に取り組んでいきたいと思いました。

【所感】未来創成 鈴木 豊 司（「空き家対策」から考える地域の未来）

（1）基調講演 空き家問題の本質に、地方行政はどう向き合うのか？

㈱日本総合研究所主席研究員 藻谷 浩介 氏

地方行政における空き家対策は、「5W1H（WHYなぜ問題・WHENいつ問題・WHEREどこで問題・WHAT何が問題・WHO誰の問題・HOWどう対処）」でもって考えるべきとし、世帯数の増加に伴う住宅数及び空き家数の増加について、多くのデータを駆使して説明いただいた。

さらに空き家数については、少子化、高齢化の影響から、高齢者の住宅を中心に増加の一途をたどることになるとのこと。

講師が主張する空き家対策は、自分には理解しかねるが、経費の負担は別にして、「解体」するしかないとの結論であったかと思う。

ただ、現在、伊勢市においては、「空き家バンク制度」を創設し、空き家の利活用や流通の促進を目的に、所有者と購入・借用希望者のマッチング事業に取り組むほか、金銭的には僅かであるが、「空家リホーム補助」など各種補助制度も構築しているが、次の「政策デザインのヒント1・2」での成功例の講義から、市民団体等との連携を視野に入れた「新たな政策・取組」及び、空き家を減らすための「住宅政策」が必要であると痛感したところである。

（2）- 政策デザインのヒント 1 -

個の空き家対策から、エリアの空き家まちづくりへ

東京大学教授・東京大学高齢社会総合研究機構副機構長
大月 敏雄 氏

空き家は宝物、地域の若者が楽しむ場所で、福祉や支え合いも含んだ包括的なまちづくり（住宅経営）を進めるべきとし、多くの成功事例を報告された。

- ・尾道空き家再生プロジェクト
- ・長崎県五島列島小値賀町セルフリノベ
- ・くにすにくらすプロジェクト（吉野町國栖の里観光協会）

- ・二宮町・一色小学校区地域活性化協議会（二宮町）
- ・NPO法人四つ葉のクローバー（守山市）
- ・NPO法人SEIN-茶山台としょかん（堺市）
- ・北芝まちづくり協議会（箕面市）

(3) - 政策デザインのヒント 2 -

多主体連携による空き家の「掘り起こし力」が地域を変える？

明治大学政治経済学部教授 野澤 千絵 氏

空き家には様々なフェーズがあり、①空き家化初期・②利活用可能レベルまでに、成功例にある住まいの終活の促進、空き家の掘り起こしが重要となる。

次の段階となる③管理不全空家レベルでは売却、賃貸の可能性は残るが、④特定空家等のレベル、⑤対応困難レベルともなれば行政もお手上げとなり、解体の道を選択せざる事態になる。

- ・空き家等を活用した二世帯近居・同居住宅支援事業（前橋市）
- ・解体費支援を通じた「つなぎ役」（田辺市）（江津市）
- ・ビジネスプランコンテストによるコンテンツの創出と空き家バンクの連携
- ・歴史的建造物を一棟貸ホテル等へのリノベーション（大洲市）
- ・特定空き家認定寸前の空き家を美容室にリノベーション（㈱ジェクトワン）
- ・空き家だった古民家をスペースシェア（㈱スペースマーケット）

【所感】未来創成 鈴木 豊 司（稲城市の在宅高齢者見守り事業）

(2) 行政視察 稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係

氏 ・ 氏

稲城市は都心のベッドタウンとして南多摩地区の東端に位置しており、市域17.97㎢に市民93,823人が居住し、その高齢化率は22.1%（伊勢市33%）と非常に高齢化率の低い都市であった。

そのようななかで、「医療や介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けられるまち」をイメージし、「ICTを活用した高齢者見守りサービス」として、「在宅高齢者見守り電球サービス」、「在宅高齢者見守りセンサーサービス」に加え、「体面による高齢者見守りサービス」を展開していた。

見守り電球サービスは「ヤマト運輸㈱」に、見守りセンサーサービスは「東京ガス㈱」に事業委託をしており、いずれも指名競争入札でもって委託先の決定をみていた。

また、体面による高齢者見守りサービスにあっては、新聞・牛乳配達事業者、運輸・保険・金融企業、コンビニなど協力している民間事業者は、現時点で38社に上っていた。

今回の見守りサービスに協力している民間事業者の多さには感心をしたし、何よりも、これら見守りサービスを「制度設計」した行政職員に敬意を表したいと強く感じた。

【所 感】 未来創成 大西 要一（「空き家対策」から考える地域の未来）

3人の講師から講演を拝聴しました。まず藻谷先生からは空き家が多くなるメカニズムをお聞きしました。

日本の人口の推移と新築戸数と空き家戸数のグラフを使い空き家増加を説明していただきました。伊勢市においても、世帯数は減らないが人口減少、少子高齢化が進み、空き家が着実に増えています。家の相続をする前に子が家を違うところに持っています。最近では明野地区にミニ開発が進み、湾岸で特に空き家が増えています。

次に大月先生から空き家のリノベーションの成功事例を紹介いただきました。

次に野澤先生から空き家を減らすための「空き家活用特区」など住宅政策の成功例を教えてくださいました。伊勢市の空き家の数やメカニズムを一度検証してみたいと思いました。リノベーションで伊勢市に合うものは是非、真似していくべきだとも感じました。

また、空き家活用に有利な補助金や規制の緩和などの特区を地域の特性を生かし検討していくべきと感じました。その場合に、空き家バンク、NPOなどの活用する側の多様な団体、個人との協力が効果的と感じました

【所 感】 未来創成 大西 要一 稲城市「在宅高齢者見守り事業」

「見守り電球サービス」「見守りセンサーサービス」や対面によるサービスで「見守りネットワーク事業」「ふれあい電話」「見守りに関する調査」を説明してもらいました。東京都の補助が100%もらえる先進的なサービスに認定をされたユニークさだけでなく効果が出ているサービスだと感じました。トイレの電球を12時間使わないと連絡がいくという点で、市の職員でなく、民間に委託しているとのことでした。ヤマト運輸に委託して、市のサービスではなく個人的に頼めるとのことです。このことで、補助がなくなってもサービスが必要な人はヤマト運輸に頼めばよいのです。見守りセンサーサービスも民間に委託しています。

東京ガスさんが実施しています。高齢者の睡眠状況、部屋の温度が分かり、夏場は特にエアコンも遠隔で操作できます。

これらのこと、民生委員の方たちも宣伝してくれているとのことでした。実際、民生委員、ケアマネの方々の省力化に繋がっているものと思いますので、市民3人に1人が高齢者という高齢化社会に進む中、検討すべきサービスと思いました。